国民年金だより

平成25年10月分からの年金額の改定について

現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2・5％高い水準（特例水準）となっています。

平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図るととなりました。

このため、平成25年10月分以降としてお支払いする年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1・0％の改定が行われます。

今後の解消のスケジュールは、平成26年4月マイナス1・0％、平成27年4月マイナス0・5％を予定しています。（物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します）

平成25年10月分からの年金額改定に関するQ&A

Q1 なぜ、平成25年10月分からの年金額が下がったのですか。

A 現在の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いたことで、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも2・5％高い水準（特例水準）となっています。
そのため、平成24年11月に法律改正が行われ、現役世代（将来の年金受給者）の将来の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るために、平成25年10月分以降としてお支払いする年金額は、4月から9月までの額からマイナス1・0％の改定が行われます。

Q2 いつの年金支払いから適用されますか？

A 改定後の年金については、平成25年12月（10月分、11月分）からのお支払いとなります。
新しい年金額のお知らせは、いつ送付されますか。

Q3 改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。
年金額改定通知書は、12月13日の支払いに向け、原則として、年金振込通知書と一体となったお知らせ（ハガキ）で、12月4日以降に日本年金機構から、順次、年金受給者に送付されます。

詳しくは、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。
☎0570（05）1165

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険の支給対象となる住宅の改修

要介護または要支援認定を受けている方が、介護保険の支給対象となる住宅改修を行う場合、費用の9割が介護保険から支給されます（申請上限額20万円）。

●支給対象工事／
①手すりの取付け
②段差の解消
③滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
④引き戸等への扉の取替え
⑤洋式便器等への便器の取替え
⑥その他、①～⑤の工事に伴い必要な工事

●申請方法／担当のケアマネジャーに相談のうえ、工事を始める前に介護保険事務所に申請します。

●支給方法／
【償還払い】改修工事業者に工事費用を全額支払ったのち、介護保険から9割分を支給します。
【受領委任払い】介護保険から工事業者に費用の9割分を直接支払います。
※受領委任払いの場合は、工事業者から介護保険事務所にあらかじめ届出が必要です。受領委任払いでの支給を希望する場合は申請する前に工事業者に確認してください。

●問合せ／介護保険事務所　保険指導班
☎0187（86）3911

●総務課　☎43-1111　●ホームページ　http://www.city.semboku.akita.jp/
●角館地域センター（サポートセンター）☎43-3309
●田沢湖地域センター（サポートセンター）☎43-1115・43-1147
●田沢出張所（サポートセンター）☎43-1351
●神代出張所（サポートセンター）☎43-1352
●西木地域センター（サポートセンター）☎43-2200
●桧木内出張所（サポートセンター）☎48-2001
●上桧木内出張所（サポートセンター）☎49-2159

自宅での介護を支援します

1 仙北市家族介護用品支給事業について

仙北市では、自宅で寝たきり等の高齢者を介護している家族に対し、経済的負担の軽減や在宅生活の継続の支援を目的として介護用品支給事業を行っています。

●支給対象者／仙北市に住所を有し、要介護認定で要介護4または要介護5と認定された在宅の高齢者を常時介護している家族。ただし、市県民税非課税世帯の方に限ります。
※施設への長期入所・病院への長期入院の場合は対象となりません。

●申請方法／各地域センター・出張所、包括支援センターへ、次の3枚を揃えて申請してください。
◎家族介護用品支給申請書（各窓口にあります）
◎介護保険被保険者証の写し
◎世帯全員の市県民税非課税証明書（「介護用品券支給申請に必要な為」とお伝えください。発行手数料は無料となります。）

●支給券／1人月額4千円の介護用品券

●支給方法／指定薬局に介護用品券を提示し、紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー・ウエットテッシュの6品目の中から希望の介護用品と引き換えてご利用ください。

●問合せ／包括支援センター（西木庁舎）☎（43）2283

2 仙北市 安全・安心メールにご登録ください！

配信される情報
◆防災情報　◆安心情報
◆子育て情報　◆学校情報

空メールで簡単登録！
toroku@anshin.city.semboku.akita.jp
へ空メールを送信。返信されるメールの内容に従って本登録を行ってください。

●問合せ／総合情報センター
☎43-3339

自宅での介護を支援します

3 仙北市家族介護慰労事業について

仙北市では、自宅で寝たきり等の高齢者を介護している家族に対し、在宅生活の継続の支援を目的として家族介護慰労事業を行っています。

●支給対象者／要介護者と住所、生計を同じくし、かつ、現に介護し、1年間の対象期間中、継続して要介護者を主として介護している方
※要介護者とは、仙北市に住所を有し、市県民税非課税世帯に属する方で、慰労金の支給の申請を受けた日の属する月の前月から起算して遡る1年間、要介護4または5と認定され、かつ、介護保険サービス（年間7日以内の短期入所、年間90日以内の入院を除く）を受けていない方

●申請方法／各地域センター・出張所、包括支援センターへ、次の3枚を揃えて申請してください。
◎家族介護慰労金申請書（各窓口にあります）
◎介護保険被保険者証の写し
◎世帯全員の市県民税非課税証明書（「介護慰労金申請に必要な為」とお伝えください。発行手数料は無料となります。）

●支給額／年額10万円
※2人以上の高齢者を介護している場合も同額

●問合せ／包括支援センター（西木庁舎）☎（43）2283

4 第3回仙北市総合美術展の作品募集について

第3回仙北市総合美術展を次の日程で開催します。

●日時／平成26年2月5日（水）～2月16日（日）

●出品申込期間／平成25年12月1日（日）～平成26年1月8日（水）

●詳しくは、広報折り込みチラシ「第3回仙北市総合美術展のご案内」をご覧ください。
出品を希望される方は、チラシ下段の出品届に必要事項を記載し、左記提出先へ提出ください。
たくさんの出品お待ちしています。

●出品届提出先・問合せ／仙北市総合美術展実行委員会事務局（仙北市教育委員会　生涯学習課）☎（43）3383
住所：仙北市角館町東勝楽丁19